

# 特定建設作業のてびき

松戸市 環境保全課  
TEL 047(366)7337 (直通)

1. 建設土木工事において、**特定建設作業**に該当する作業を行うには、事前に届出が必要です。  
作業開始の**7日前**まで（中7日）に**環境保全課**（市役所新館6階）へ**正副2部**を届け出てください。
  - (1) 届出上の注意
    - ア 1日で終了する作業、市街化調整区域で行う作業（但し、学校等の周囲80m以内を除く）は、届出は**不要**です。
    - イ くい打機は、圧入工法、セメントミルク工法等で打撃を加えない作業の届出は**不要**です。
  - (2) 届出書作成上の注意
    - ア 届出者は**元請業者の代表者**としてください。なお、押印は**不要**です。
    - イ 届出書には必ず**全工程表**と**作業場所の位置図**を添付してください。それ以外の添付書類は**不要**です。
    - ウ 既に届け出ている作業について、工期が延長された場合は工程表の差し替えが必要ですので、工期延長後の工程表（正副2部）を提出してください。
    - エ 夜間工事を行う場合は、**道路使用許可申請書の写し**を別途添付してください。
    - オ 鉄軌道正常運行確保作業のための夜間工事の場合は、正常な運行を確保するために必要な作業であることが示された鉄道事業者からの協議書等（工事の施工方法等が記載されたもの）を添付してください。
2. 建設土木工事には、騒音・振動等が伴うため、周辺住民に迷惑がかかります。作業をする際は以下のことを心掛けてください。万一苦情が寄せられた場合は、速やかに苦情の解消に努めてください。
  - (1) 住民とのコミュニケーション
    - ア 近隣住民へ工事の概要を事前に説明し、住民の理解を得る。
    - イ 掲示板等で工程、作業内容、作業時間、現場責任者、連絡先等を明確にする。
    - ウ 大きな騒音等を発生させる作業の前には改めて連絡する。
    - エ 散乱した土砂、特に道路上や側溝内を清掃する。
    - オ 工事車両の駐車位置に注意する。
  - (2) 騒音・振動等の防止、作業時間短縮等の努力
    - ア 低騒音、低振動の工法や機械を使用する。
    - イ 休日、早朝、夕刻以降の作業はしない。
    - ウ 仮囲い、防音シート・パネル等を設置する。
  - (3) 現場の作業管理の徹底
    - ア 重機の移動、エンジンの負荷等に注意し、不要時には停止する。
    - イ 重い物を上から投げない、落とさない。
    - ウ スピーカーやラジオの取り扱いに注意する。
    - エ 砂ぼこり等が飛散する場合は、散水やシート囲い等の防止策を講じる。
    - オ 廃材、廃油等は、絶対に燃やさない。
    - カ 重機に給油する等、油類を使用する際は絶対にこぼさないこと。万一流出させた場合は速やかに対策をし、遅滞なく松戸市環境保全課水質保全係に通報すること。
    - キ 作業員教育を徹底する。
  - (4) その他（アスベスト・土壌・水質・建設リサイクル関係）
    - ア 建築物や工作物の解体・改造・補修作業をする際は、事前にアスベストの有無等について、調査・報告・掲示・作業計画・届出等を行い、適切に措置することが大気汚染防止法で義務付けられています。詳細は松戸市環境保全課大気騒音係までお問合せください。
    - イ アスベストによる健康障害の発生が懸念される建築物の解体等にあたっては、解体前の事前調査・作業計画・届出等を行い、適切に措置するようお願いいたします。詳細は柏労働基準監督署にお問合せください。
    - ウ 3,000㎡以上の土地の形質変更を伴う工事の場合は、土壌汚染対策法に係る届出が必要です。詳細は松戸市環境保全課水質保全係までお問い合わせください。
    - エ 建設土木工事等、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、周囲の地盤及び地下水位に影響がないように必要な措置を講ずるようお願いいたします。
    - オ 建設リサイクル法に係る届出が必要な場合があります。詳細は松戸市建築指導課（市役所新館8階）にお問い合わせください。

## 特定建設作業実施届出書(騒音・振動)

令和〇年〇月〇日

松戸市長様

届出者 住所(所在地)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

松戸市根本 387-5

松戸建設株式会社

代表取締役 松戸 太郎

届出取扱者(職名・氏名)

工事主任 松戸 二郎 ☎ (366) 1111

騒音規制法第14条第1項  
特定建設作業を実施するので、  
振動規制法第14条第1項  
の規定により、次の通り届出ます。  
松戸市公害防止条例第37条第1項

建設工事の名称	環境保全産業(株)ビル新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋6階、地下1階			
特定建設作業の種類	騒音	3、(6)	振動	(5)
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2・振動規制法施行令別表第2・松戸市公害防止条例施行規則別表第3に規定する機械等の名称、型式及び仕様	・ ハンドブレーカー ・ バックホウ(120J-3)			
特定建設作業の場所	松戸市松戸1-2-3			
特定建設作業の実施の期間	令和元年5月9日から (338日間) 令和2年4月10日まで			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	8:30	17:00	271日	7時間
	:	:	日	時間
騒音・振動の防止の方法	仮囲い、低騒音機械使用			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	千代田区丸の内1-2-3 ☎03(1234)5678 環境保全産業(株) 代表取締役 鈴木 花子			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	☎(366)1111 作業所長 松戸 一郎			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	☎( )			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	☎( )			
※受理年月日	令和 年 月 日	※審査結果		
※整理番号 No.	※備考			

説明表の番号

全工期のうち特定建設作業を実施する期間

実施期間中の正味作業日数

1日の実働時間

下請負人が作業を行う場合に記入(複数の場合は別紙で可)

添付書類 (1) 当該建設工事の全工程表

(2) 当該建設工事の位置図

備考

- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2・振動規制法施行令別表第2・松戸市公害防止条例施行規則別表第3に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。一括届出可
- 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2・振動規制法施行令別表第2・松戸市公害防止条例施行規則別表第3に掲げる作業の種類を記載すること。
- 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
- 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- ※印の欄は記載しないこと。

日曜、休日は原則として作業は出来ません

## 特定建設作業説明表（騒音）

作業の種類	法律	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	備考		
	規制の項目	(1号)	(2号)	(3号)	(4号)	(5号)	(6号)	(7号)	(8号)		(9号)	
		くい打機 くい抜機	びょう打機	さく岩機 (注1)	空気圧縮機 (注2)	コンクリートプラント・アスファルトプラント	バックホ 原動機の定格出力80KW以上	トラクタージョベル 原動機の定格出力70KW以上	ブルドーザ 原動機の定格出力40KW以上		網かけ作業のうち、環境大臣が指定する機種(低騒音型建設機械)は除く	
	条例	くい打機(アースオーガ併用を含む) くい抜機	びょう打機(インパクト)	さく岩機(連続移動距離が1日50mを超えるものは除く)	空気圧縮機(原動機の定格出力15KW以上。但し、さく岩機を除く)	コンクリートプラント・アスファルトプラント	整地機械掘削機械(ブルドーザ・バックホ等)	コンクリート圧送	コンクリートカッター	鋼球による破壊	注1、注2は、条例と同じ	
1	基準値	<b>85 デシベル</b> （建設作業所の敷地境界における騒音の大きさ）										
2	届出根拠	◎ 騒音規制法 区域：第1号区域→市街化区域(工業専用地域を除く)及び工業専用地域のうち学校等の周囲80m内 第2号区域→工業専用地域のうち学校等の周囲80m外 ◎ 松戸市公害防止条例 区域：市街化区域または、市街化調整区域のうち学校等の周囲80m内									◎学校等とは学校・保育所・病院・収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・認定こども園をいう ◎周囲とは上記の敷地の周囲をいう	
3	夜間作業の禁止	区域・法1号	午後7時から翌日の午前7時まで									適用除外は最下段のイロハニホの場合に限る
		区域・法2号	午後10時から翌日の午前6時まで									
4	作業時間	区域・法1号	1日10時間を超えて行われないこと									適用除外は最下段のイロの場合に限る
		区域・法2号	1日14時間を超えて行われないこと									
5	作業期間	連続6日を超えて行われないこと										
6	日曜日及びその他の休日	<b>禁 止</b>									適用除外は最下段のイロハニホの場合に限る	
適用除外		イ. 災害非常事態緊急作業 ロ. 生命身体危険防止作業 ハ. 鉄軌道正常運行確保作業			ニ. 道路法による占用許可条件に夜間又は休日指定 ホ. 道交法による使用許可条件に夜間又は休日指定 ヘ. 変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業							

## 特定建設作業説明表（振動）

制限の項目	作業の種類	1号	2号	3号	4号	(5号)	(6号)	備考  ( )内は条例 該当	
		くい打機(圧入式を除く) くい抜機(油圧式を除く) くい打くい抜機(圧入式を除く)	鋼球による破壊	舗装版破砕機(連続移動距離が1日50mを超えるものは除く)	ブレーカー(連続移動距離が1日50mを超えるものは除く)(手持式のものを除く)	整地機械 掘削機械 (ブルドーザー・バックホウ等)	振動ローラー		
1	基準値	<b>75 デシベル</b> (建設作業所の敷地境界における振動の大きさ)							
2	届出根拠	◎振動規制法 区域：第1号区域→市街化区域(近隣商業地域、商業地域および準工業地域を除く)及び近隣商業地域、商業地域および準工業地域のうち学校等の周囲80m内 第2号区域→近隣商業地域、商業地域および準工業地域のうち学校等の周囲80m外 ◎松戸市公害防止条例 区域：市街化調整区域のうち学校等の周囲80m内				松戸市公害防止条例 区域：市街化区域(工業専用地域を除く)及び市街化調整区域のうち学校等の周囲80m内		◎学校等とは学校・保育所・病院・収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・認定こども園をいう ◎周囲とは上記の敷地の周囲をいう	
3	夜間作業の禁止	区域 ・法1号 ・市条例	午後7時から翌日の午前7時まで						適用除外は最下段のイロハニホの場合に限る
		区域 ・法2号	午後10時から翌日の午前6時まで						
4	作業時間	区域 ・法1号 ・市条例	1日10時間を超えて行われないこと						適用除外は最下段のイロの場合に限る
		区域 ・法2号	1日14時間を超えて行われないこと						
5	作業期間	連続6日を超えて行われないこと							
6	日曜日及びその他の休日	<b>禁 止</b>						適用除外は最下段のイロハニホの場合に限る	
適用除外		イ. 災害非常事態緊急作業 ロ. 生命身体危険防止作業 ハ. 鉄軌道正常運行確保作業		ニ. 道路法による占用許可条件に夜間又は休日指定 ホ. 道交法による使用許可条件に夜間又は休日指定 ヘ. 変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業					

特定建設作業〔くい打作業等(基礎ぐい工法・土留工法)の内容〕

◎ディーゼルパイルハンマ・ドロップハンマ・油圧ハンマ・気動ハンマ・振動くい打機(パイプロハンマ)

□セメントミルク工法(アースオーガー+直打工法)、中掘工法(アースオーガー+直打工法)

もんけん(人力)	—————→	対象外
セメントミルク工法(アースオーガー+直打なし)	—————→	対象外
中掘工法(アースオーガー+直打なし)	—————→	対象外
アースドリル工法	—————→	対象外